

第 14 次第 6 回横浜市消費生活審議会 会議録	
日時	令和 6 年 9 月 2 日（月）10 時 00 分～11 時 30 分
開催場所	横浜市役所 31 階共用会議室 N03、S03
出席者	天野委員、小野委員、河合委員、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、花田委員、細川委員、宮川委員、村委員 （オブザーバー） 横浜市消費生活総合センター 魚本センター長、谷相談啓発課長、職員 （コーギー、堀岡）
欠席者	今井委員、城田委員
開催形態	公開（傍聴者 0 人）
議題	(1) 会議録確認者の選出について (2) 令和 7 年度「横浜市消費者教育推進計画」について (3) 第 14 次審議会意見書（案）について (4) 第 15 次横浜市消費者被害救済部会について
決定事項	○会議録確認者は細川委員、村委員とする ○令和 7 年度計画は、今回の意見を踏まえて今後策定する ○第 14 次審議会意見書は、今回の意見も踏まえて修正を行い、確認・確定は会長一任とする。また、確定版をもとに作成する「概要版」についても会長一任とする。 ○第 15 次横浜市消費者被害救済部会について、今後の方向性は事務局案とする。
	<b>1 開会</b>
天野会長	本日は、委員総数 12 名中、リモート参加 3 名、市庁舎に 7 名、計 10 名の方が出席されており、横浜市消費生活条例施行規則第 2 条により、会議開催の定足数に達しています。本日の審議会は公開となります。会議録は要約いたしますが、委員名とご発言内容を公表させていただきます。
	<b>2 議題（1）会議録確認者の選出について</b>
天野会長	本日の会議録確認者 2 名ですが細川委員、村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ～細川委員、村委員了承～

	<b>3 議題（２）令和７年度「横浜市消費者教育推進計画」について</b>
事務局	資料２－１・２－２・２－３に添って、令和７年度「横浜市消費者教育推進計画」について説明。
天野会長	ただいま事務局から、 令和６年度「横浜市教育推進計画」について説明してもらいました。 現時点で、何か質問等があればお願いいたします。
小野委員	<p>今後、啓発資料を作成される上ではシンプルの方がよいと思います。その点で申し上げますと、投資トラブルにおいては、資料２－１の２にあります通り、支払手段は口座振込などの「現金払」が非常に流行っています。この場合、相手方の業者名と振込先の口座名義人が違う場合はほぼ詐欺だと思ってください、という風に啓発しても良いと思います。</p> <p>例えば特商法等で表示が義務付けられている業者情報と口座情報が一致していなければ絶対に支払わないで、と伝えるだけでかなりの数の被害は防止できるはずだと思います。ただ、この手の事例はたちごっこで、最近流行っている国際ロマンス詐欺の口座振込型は、会社名義の口座を使っているケースも増えてきているため、この先も使える対処法ではないかもしれませんが、いずれにせよ振込先名義が違う場合は危ないという風に啓発すればよいという点においてはシンプルだと思います。</p> <p>また、資料２－１別紙の事例２について、これは私の個人的見解ですが、投資トラブルと言っても大きく２つに分けることができると考えていて、私は便宜上、悪徳系と泥棒系と勝手に分けて呼んでいます。</p> <p>悪徳系は会社の実態はあるものの手口が悪質なもの、泥棒系は簡単に言うとオレオレ詐欺の親戚のようなものと捉えていて、これは被害の救済を考える上で重要な視点だと思っています。</p> <p>これを踏まえて、資料２別紙の事例２には利殖商法とありますが、利殖商法はどちらかというとは悪徳系、つまり儲け話があるかのように装ってお金を預かり、自転車操業的にお金が無くなってしまふようなものを指すと思います。しかしここに書かれているのは、国際ロマンス詐欺の口座振込型に限りなく近いので、どちらかというとはオレオレ詐欺の親戚のような事案になっていますので、かっこ書きの利殖商法は取ってしまったほうが良いと思います。</p>
天野会長	ありがとうございます。その他意見はございますか。

佐藤委員	資料2-1の1で点検商法とありますが、これに関してもシンプルに、1社で決めず2社以上で見積もりを取ることを習慣化するように是非啓発していただきたいと思います。
天野会長	ありがとうございます。いまお二人から出たのは個別の事案に関するご意見でしたが、大きな取組の視点等も含めて、なにかあればご意見をお願いいたします。
花田委員	ここでは5年度のデータを使って議論を進めていますが、直近の相談傾向に変化はありますか。なにか新しい傾向があれば、その点も加味していかなければならないなと思っております。
センター	令和6年度の第一四半期の状況についてですが、投資トラブルに関してはこの1、2年大きくは変わっておりません。ただ、暗号資産を使っ ての支払いが若干増えてきているかのようにも見えますが、実態として大きくは変わっておりません。レスキューサービス等に関しては、今の時期であれば害虫駆除など、季節によってサービスの種類が変わるなど、若干違いが出てきますが、手口については1、2年変わっておりません。また、件数的な傾向も今年度に入って、5年度から大きく変わったという傾向は見られていない、というのが今年度の途中経過です。
天野会長	ありがとうございます。そうすると、事務局の最初の説明でありましたが、大きな枠組みとして、最近のトラブルの傾向である点検商法、副業・投資などの儲け話に関するトラブルに対する取組が重要である、という認識には皆様特に反対はありませんでしょうか。  ～異議無し～  それでは、先ほどのセンターからの報告も踏まえて他にいかがでしょうか。
小野委員	強いて言うと他にもありそうなのは、インターネット系の話は、投資などの被害に結びつく場合もありますが、色々とトラブルが根強いと思います。処方あまり無かったり、どう対処すべきか答えが出しづらいのが難しい点ではありますが。それ以外にもSNSやターゲット広告から定期購入やサブスク契約等のトラブルに発展するものがあります。
天野会長	SNS関係ですね。
小野委員	SNSもそうですが、ターゲット広告からのトラブルや、必ずしも投資に行くわけではなく、お試し定期購入に行ったりとそのような被害は

	根強くありますよね。
天野会長	それを踏まえると、広告等からトラブルに遭うケースについても注意喚起が必要という感じでしょうか。
小野委員	ただ正直、現在は非常に多種多様なケースがあって整理がしきれず、最前線でも追い切れていない状況にあります。
天野会長	ありがとうございます。 そのほか、点検商法とか儲け話、インターネット系からのトラブルに対する取組以外にも、必要な視点など意見を頂ければと思います。 ちなみに、重点取組事項は来年度も変わるのでしょうか。
事務局	はい。現在の傾向に合わせて変えていきたいと思っています。
天野会長	委員のみなさんの方から、重点取組事項に必要な視点などのご意見もあればいただいても良いかと思っています。
河合委員	重点取組事項に関する取組を色々実施されていますが、効果測定を是非していただきたいと思っています。我々の意見もそうですが、啓発に関わった消費者の方の意見がどのくらい事業に反映されているのかなという点が疑問なので、アンケート等をお取りいただいて具体的に良かった点や悪かった点を事業に反映していただきたいなと思っています。
細川委員	資料2-2でご紹介いただいた3つの重点取組事項について、以前も指摘した気がしますが、1つ目と3つ目は政策目的に関する記載になっている一方で、2つ目は手段が記載されており、並列的に並んでいるのに違和感があるため、次回策定にあたってはご検討いただきたいと思っています。また、2つ目に記載がある消費者市民社会啓発事業、エシカル消費については、消費者の権利侵害を防止するため教育だけでなく、消費者の責任、持続可能な社会のための消費の在り方が重要になっているという点を踏まえて入れていただいたかと思いますが、実際の取組がなかなか見えてこないと感じます。先日も台風がありましたが、地球環境が異常事態にある中で、我々の消費のあり方自体を見直すということが諸外国では大きなテーマになっていますが、日本ではまだ危機感が無く取組が不十分に感じます。以前は環境家計簿をつけましょうということが盛んに言われたり、フードマイレージということが盛んに言われていたが、最近は耳にしなくなっていて、これで良いのかという危機感を抱いています。横浜市が何かしたからと言って地球環境が改善するといっ

	<p>た直接的なものでは無いですが、一人ひとりが危機感を持たなければいけない状況の中で、横浜市の消費者教育推進計画の大きな柱や個別の項目にエシカル消費がないというのは、エシカル消費を推進している私からすると非常に不安です。その点についてもご検討いただきたいと思います。</p>
天野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>点検商法などの被害の防止ということ以外にも、今いただいた消費の在り方を考えるということも課題の一つだと思いますのでご検討いただければと思います。</p> <p>それでは、その他にご意見がなければ、事務局のほうで本日出たご意見を踏まえて、7年度の計画を作成していただければと思います。</p>
	<p><b>4 議題（3）第14次審議会意見書（案）について</b></p>
天野会長	<p>議題（3）「第14次審議会意見書（案）について」に移ります。</p> <p>これまで議論を重ねていただいた報告書について、いよいよ内容を確定する回となりました。みなさまと一緒に、これまでの意見の反映状況等を踏まえて意見書全体を確認させていただき、14次の意見書を確定していきたいと思います。</p> <p>資料は3-1・3-2になります。</p> <p>今回は、事務局が提示してくれた意見書の骨子について審議を行いました。その際にいただいたご意見を反映して作成したものが、今回の意見書案になります。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料3-1・3-2に添って、意見書案、前回意見の反映箇所について説明。</p>
天野会長	<p>これまでの意見が正しく反映できているかどうかや、その他意見書全体について最終確認を行っていただくこととなります。</p> <p>みなさんからご意見・ご質問があればお願いいたします。</p>
小野委員	<p>中身としては、深掘りするとキリがないのでこれで良いと思います。</p> <p>啓発を実施するうえで、意識して欲しい点は2つほど申し上げたいと思います。</p> <p>1つ目はP22「副業・投資トラブルの現状と課題」の参考の図が一番わかりやすいですが、消費者に啓発を行う際に、ここで挙がっている2</p>

	<p>つの例（「SNS、マッチングアプリで知り合った人からの勧誘」、「友人、知人からの誘い」）では受ける被害の性質が全く違うという意識も持っていたいただきたいという点です。図の1つ目の例は、インターネットで架空の相手、素性が確かではない方から勧誘を受け、信頼性が定かではないサイトにアクセスしてだまされてしまう詐欺的なものです。ここで消費者が気を付ける点は、インターネット上のやりとりは顔が見えず、相手の素性が知れないため危険であるということです。図の2つ目の例は、顔が見える相手との間で起こっているのに、消費者が気を付ける点は、そのような関係性の相手であっても簡単に信用してはいけないということです。</p> <p>これらは、個人的には似て非なるものだと思うので、啓発する上では意識していただきたいと思います。</p> <p>2つ目は、P26 4行目から記載のある支払い方法についてです。</p> <p>ここに記載された内容を個別の事業に落としていく際にはぜひ検討していただきたいのですが、スマホを完璧に使いこなしている若者から、コロナ禍でようやくインターネットを使い始めた高齢者まで様々な人がいるため、それぞれに合った内容で啓発して欲しいと思います。</p> <p>ただ、これらの内容を意見書に書き始めると収集がつかなくなるため、意識しておいていただければ問題ないと思います。</p>
<p>村委員</p>	<p>私も案自体はこのままでいいと思いますが、P27「方向性3トラブル発生後の相談及び解決手法の検討等」のところで、少し気になる点があるので申し上げたいと思います。</p> <p>消費生活相談の周知が必要である旨が記載されていますが、これは本当にその通りだと思っています。ところが、毎年の消費者白書によると、困ったことがあった時、これは消費者被害ではないかという時に誰かに相談するといった人は40%強くらい、つまり残りの6割の人は泣き寝入り、またその40%強のうち消費生活センターに相談をするという方は3%台です。そして今何が問題になっているかというと、くらしのレスキューサービスに関するトラブル等もそのような側面から発生していますが、今は困ったことがあったら消費生活センターに相談するのではなく、身近なスマホでインターネットに頼る時代になっており、そんな中で、インターネット上で解決を謳う者に頼って二次被害に遭うというケースが増えているように感じます。そのため、まず一番最初の相談先</p>

	<p>として消費生活総合センターを知っていただくということが必要だと思います。意見書案には、その旨の記載があるので良いと思うのですが、それを実際の事業として実施していく方法論をもう少し考えなければいけません。消費者庁ができる前から消費生活センターに相談をするという方の割合は3%くらいで、消費者庁が設立されて、消費者ホットラインができたあとも1%も増えていません。原因は定かではありませんが、スマホの急激な普及と歩調を合わせる形でこのような状況が進んできてしまっており、困った時の解決手段としては、スマホとの競争になっていると思うのですが、これはかなり深刻な問題だと思います。具体化する時の工夫についてすごく難しい話だとは思いますが、考えていただく必要があるかなと思います。</p>
天野会長	<p>ありがとうございます。意見書案はこのままで、ということにしたいと思いますが、たしかに具体的な啓発の方法論については今後考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
河合委員	<p>センターへの相談という点についてですが、やはり敷居が高いようで、口酸っぱく相談を進めてもなかなかお電話していただけない状況です。そうすると例えば、高齢者の方はケアプラザとの関係も深いと思うので、ケアプラザへの相談を進めるというのも一つの啓発の方法だと思っています。以前は福祉と消費生活はなかなか結び付かず、福祉の関係の方はあまり深く消費生活トラブルへの知識が無いのかなという風に思ったこともありました。最近ではケアプラザさんも消費生活トラブルに対する意識も高く、見守りの一つとして意識されていると思うので、そういった身近なところへの相談を進めるのも一つの啓発の方法ではないかなと思います。</p>
天野会長	<p>ありがとうございます。その点については、P27 方向性3 (1) の2段落目後半で触れておりますが、表記についてはこれで問題ありませんでしょうか。</p>
河合委員	<p>はい。問題ありません。</p>
清水委員	<p>消費生活総合センターに電話をする時間帯についてですが、働いているとなかなかその営業時間内にかけることができないという方の声を結構聞きます。お昼休みなどに電話をしても混みあっている状況もあるの</p>

	<p>で、もし可能であればチャットなどで対応できる体制があるとよいのかなと思います。つついトラブルから何日か経ってしまって、相談できず泣き寝入りになってしまう場合も多いのかなと思うので、実際に運用していくときに考えていただけるといいのかなと思います。また、報告書の中にもそういった視点も入れていただきたいと思います。</p>
天野会長	<p>ありがとうございます。それでは、センターの相談の体制、相談のしやすさといった視点を方向性3の(1)に何かしらの形で触れさせていただく、ということによろしいでしょうか。</p>
清水委員	<p>はい。</p>
天野会長	<p>わかりました。その他何か意見はありますか。</p>
花田委員	<p>追記していただきたいということではありませんが、先ほどのようなご意見があると、どうしても相談を受ける側の体制面のことも考えてしまうのですが、村委員のご指摘の通り、センターに相談する人は3%台ということで、これがもっと増えたらいいなと思う一方で、もしこれが仮に6%、つまり2倍になった時に、果たしてそれに受け手側は耐えられるのかという心配があります。現状で既に手一杯だとすれば、人を増やす必要があったりとお金がかかる話にもなります。現実問題としてその辺はどうかなと心配になりました。実情が分かれば教えていただきたいです。</p>
天野会長	<p>センターの印象としてはいかがでしょうか。</p>
センター	<p>資料2-1の冒頭、全体概況をまず見ていただきたいのですが、相談件数は令和3年度から少しずつ右肩上がりになっているように見えますけれども、これはたくさん電話がかかってきたということではなく、まさに花田委員がおっしゃられた通り、我々の受けられるキャパシティによって相当規定されてくるという事実があります。また、数年前、センターの応答率が悪いといったご指摘を様々なところからいただきました。それに対して我々がどのようなことをしたかということ、資料2-1の一番最後、消費生活相談の概要(資料編)を見ていただきたいのですが、苦情相談問合せというのが電話や来所でご相談いただいた方の件数です。その下の電話の自動音声対応やメール相談というのが、相談員が電話で受けるのではなく、音声ガイダンスやメールでお答えするものです。ここには令和4年度からの実績しか記載していませんが、令和4年</p>

	<p>度の段階で自動音声対応の件数が非常に増えました。令和5年度もその傾向で増加しています。メール相談に関しても、令和4年度は約1,500件ですがそれ以前は500件程度で推移していました。</p> <p>やはり、相談員の人数には制限があり、また、民間のコールセンターと混同されている方が非常に多いですが、我々の相談はコールセンターで機械的に受けられることができるような内容ではありません。そのため、色々なチャネルを利用して、どうしても電話で相談をせざるを得ないような方は電話で、そうでない方はメールや自動音声をお願いさせていただいて、アドバイスをさせていただくといった形で振り分けることで、数年前に比べて応答率は各段に改善しました。</p>
<p>天野会長</p>	<p>ありがとうございます。今のご報告等を踏まえてでも良いと思いますが、何かご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>細川委員</p>	<p>資料3-1のP24で(2)課題の一番最後に、「行政は、景品表示法、特定商品取引法上の観点から改善を働きかけていく必要がある」とあり、これは事業者に対する規制行政のことだと思いますが、今回の審議会に与えられた課題はいわゆる支援行政の方で、「必要な教育・啓発の取組」ということなので、ここに今日の時点で盛り込めとは言いませんが、消費者トラブルの解決には、支援行政として消費者への教育・啓発や紛争解決も必要ですが、それと同時に悪質な事業者に対して規制をしていくといったことも当然必要だと思います。一般的には主務官庁がそういうことをやって、消費生活センターは支援行政に重きを置いているという現状もありますが、しかし法律上の執行権限が委任されているものもありますし、消費生活条例には規制行政の権限も書いてあります。ここで議論する話ではないので、あくまで意見もしくは来年度以降のテーマとして検討していただきたいのですが、例えば、消費者庁が地方消費者行政の現況といった報告書を毎年出しています。その中で各自治体がどういった活動をしているかといったことがまとまっており、そこに法執行についての一覧というものもあり、政令市はあまり規制行政が活動していないのですが、横浜市では景表法上の執行をはじめとして色々な法律が0件となっており、消費生活条例に基づく指導・勧告・公表・禁止命令も全て0件になっています。これはなぜなのかという点は以前も指摘したことがあります。もう少し規制行政もしっかりやっていただきたいと思っています。条例には不当な取引方法の禁止という条</p>

	<p>項もあり、8つの類型規定があつて、さらに施行規則でそれぞれについて8つずつほど、こういった事例が違法だということが並べています。ここで議論するお時間も無いと思いますが、是非考えていただきたいと思ひますし、消費生活総合センターでも、条例上の不当な取引行為に該当しますのでやめてください、といった形で紛争解決に役立てているケースも、私はたくさんあるんじゃないかなと思ひますので、是非条例の活用について考えていただきたいと思ひます。この後の議題にも関係する話かと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p>
天野会長	<p>横浜市では、例えば県と連携して事業者指導を実施してたりはするのでしょうか。</p>
事務局	<p>本市では、条例に基づくものではありませんが、神奈川県や川崎市といった近隣の都市と合同で年間数件程度、事業者指導を実施している状況です。また、センターのほうからも悪質性が高かったり件数が多いかたりするような、条例違反のおそれがあるようなケースに関しては、積極的に消費経済課で情報の提供を受けており、それをもとに指導等を検討している状況です。</p>
天野会長	<p>今の細川委員のご意見について、意見書の中に法執行するべきということまで書くことは難しいと思ひますが、改善を働きかけていく必要があるというところに少し言葉として付け加えたいなと思ひのですがいかがでしょうか。横浜市が行政指導をするべきという書き方は難しいとは思ひますが、「消費生活条例等も踏まえて他の行政と連携しながら、積極的に働きかけをすべきである」のような形で表現を変えさせていただこうと思ひのですが、いかがでしょうか。</p> <p>～異議無し～</p> <p>それではそろそろ時間も限られてきているので、特にご意見が他になければ、いただいたご意見等も踏まえた修正箇所について、会長一任ということで私にお任せいただひて、第14次横浜市消費生活審議会の意見書を確認させていただく、ということよろしいでしょうか。</p> <p>～委員了承～</p>

	<p>それではそのように進めさせていただきます。</p> <p>また確定後、概要版というものも作成することになりますが、その確認も会長一任ということで私にお任せいただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>～委員了承～</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から今後の流れについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございました。意見書が完成しましたら、手交式で、当審議会の天野会長から、市長に代わりまして横浜市の消費者行政を推進する経済局長に手渡していただき、記者発表させていただきます。よろしくをお願いします。</p>
	<p><b>5 議題（４）第15次横浜市消費者被害救済部会について</b></p>
天野会長	<p>議題（４）「第15次横浜市消費者被害救済部会について」に入ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料4に添って、今後の方向性について説明。</p>
天野会長	<p>ただいま事務局から、消費者被害救済部会の今後の方向性についての説明をしてもらいましたが、みなさんからご意見・ご質問があればお願いいたします。</p>
細川委員	<p>私が以前、こういった制度があるのに全然案件が無いのは問題ではないかということ指摘して、消費生活総合センターでも色々と苦勞していただいて、それでも中々上がってこないということで、このようにご尽力いただいてこの制度の整備をいただいたということは感謝いたします。横浜市に限らず全国どこの同様の被害救済の組織も同じ状況なのですが、いろいろと問題や不備がありまして、その点を5点ほどまとめたので少しお話しさせていただきます。</p> <p>1つ目に、紛争処理申出規定に事業者の開始合意が必要との要件はないため、本来であれば事業者が合意しなくとも開始決定は制度的にはできるという点です。それではあまり意味がないというお話が先ほど少しありましたが、もし事業者が参加しなかったらどうなるのかという問題が残ります。悪徳業者ほど協力しないことが予想されますので、正当な</p>

	<p>根拠なく協力を拒否した場合の実名公表などの規定が必要ではないのか。これが無いと実効性が確保されないのではないかと思います。</p> <p>2つ目は、最終的な調停案を事業者が受諾しない場合はどうなるのかという点です。悪徳業者ほど応じないことが予想されるので、こちらも、応じない場合の実名公表などの規定がないと逃げられてしまうだけではないかという懸念があります。</p> <p>3つ目が、事業者が調停案を受諾したにも拘わらず、それを履行しない場合は、一体横浜市は何ができるのでしょうか。もうしょうがないと言って手を挙げてしまうというのもちょっと悲しいというか悔しいですよ。ADR（裁判外紛争解決手続）なので仕方ないという整理もあるとは思いますが。</p> <p>4つ目が、あっせんまたは調停の結果を市長に報告するという規定がありますが、市長ほどの程度その内容を市民に公開するのでしょうか。例えば事業者名なども含めて事例を市民に知らしめるのかどうなのか、この点がよく分からないと思います。</p> <p>5つ目が、紛争解決を申し出る者を、規定上は消費者に限定していないが、事業者からの申し出があったら受理するのかという点です。消費者とのトラブル解決が困難で、行政に裁定してほしいという事業者サイドの需要もあるはずだし、実際に私も聞いたことがあります。しかしながら消費生活センターというのは消費者のためにあるので事業者からの相談は受け付けていないと思います。ただ、今の時代それでよいのかという問題があるかと思っています。</p> <p>この5つが制度上の穴というか欠点かと前々から思っておりましたので発言させていただきました。</p>
<p>天野会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>制度設計に関わる部分なのでいますぐ議論というわけにはいかないかと思いますが、問題意識として共有させていただきたいと思います。</p> <p>その他ご意見等ありますか。</p> <p>～特になし～</p> <p>それではこの議題はここまでとさせていただきます。</p>

	<p>是非 15 次の時には、より何らかの形で被害救済部会が活躍できるような状況になるといいなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p><b>5 その他</b></p>
天野会長	<p>それでは、議題としてはこれで以上となりますが、最後に事務局から連絡事項があるということで、事務局から願ひします。</p>
事務局	<p>本日は有難うございました。</p> <p>本日は、この第 14 次の最終回にあたりますので、経済局の市民労働部 雨堤部長 からご挨拶させていただきます。</p>
雨堤部長	<p>はい。経済局市民経済労働部長の雨堤でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、2年間に渡りまして第 14 次の任期をお務めいたということ、また、本市消費者行政の推進に向け、熱心にご審議を重ねていただいたことについて、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。</p> <p>委員の皆様お一人おひとりの多角的な視点、豊富な知見から大変貴重なご意見を賜ったという風にとらえております。</p> <p>今期のテーマでもございました、デジタル社会の進展につきまして、近年、消費者トラブルが多様化・複雑化しているという状況がございます。引き続き市民の安全で快適な消費生活の実現に向けて、私ども横浜市として今回頂いたご意見を踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>全 6 回に渡るご議論、本当にありがとうございました。</p> <p>事務局からは以上でございます。ありがとうございました。</p>
	<p><b>閉会</b></p>
天野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで第 14 次第 6 回横浜市消費生活審議会は閉会となります。</p> <p>これで 14 次は全てのスケジュールが終了しました。</p>

	<p>委員の皆様も事務局の皆様におかれましても2年間どうもありがとうございました。</p> <p>(一同) ありがとうございました。</p>
資料	<p>議事次第</p> <p>資料1 第14次横浜市消費生活審議会委員名簿</p> <p>資料2-1 令和5年度消費生活相談の傾向(記者発表資料)</p> <p>資料2-2 令和6年度重点該当事業実績(8月末時点)</p> <p>資料2-3 令和6年度横浜市消費者教育推進計画 抜粋 (令和5年度実績等追加版)</p> <p>資料3-1 第14次審議会意見書案</p> <p>資料3-2 第5回審議会後の意見書への反映事項</p> <p>資料4 第15次横浜市消費者被害救済部会について</p>